

昭和二十一年三月六日

寫

五部省訓令

9-2
1-3

本省各課

既崎 139

文部省分課規程中左ノ通り改正ス

昭和二十一年三月六日

文部大臣

山崎 139

第九條第一項中「及第二編修課」ヲ「、第二編修課及調査課」ニ改ム

同條第二項第三號中「調査ハ」ヲ削リ第六號中「教科用圖書調査會」ヲ

「教科用圖書委員會」ニ改ム

同條第三項及第四項ヲ左ノ如ク改ム

- 第一編修課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 國民科ニ關スル教科用圖書ノ編輯ニ關スルコト
 - 二 教育科ニ關スル教科用圖書ノ編輯ニ關スルコト
 - 三 外國語科ニ關スル教科用圖書ノ編輯ニ關スルコト
 - 四 前各號ニ關スル核定及認可ヲ受スル教科用圖書ノ調査ニ關スルコト
- 第二編修課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 理科教科用圖書ノ編輯ニ關スルコト
 - 二 實業科（外國語ヲ除ク）ニ關スル教科用圖書ノ編輯ニ關スルコト
 - 三 家政科ニ關スル教科用圖書ノ編輯ニ關スルコト
 - 四 藝術科ニ關スル教科用圖書ノ編輯ニ關スルコト

五 各級ニ關スル檢定及認可ヲ安スル教科用圖書ノ調査ニ關スルコト

調査課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 教科用圖書及教材ニ關スル調査研究ニ關スルコト

二 教科用圖書及教材ニ關スル内外文獻並ニ資料ノ蒐集、整理及編纂

分布ニ關スルコト

三 教科用圖書及教材ノ翻譯ニ關スルコト

四 圖書ノ調査及整理統一ニ關スルコト

五 圖書審議會ニ關スルコト

